

神戸市消防用設備等技術基準の一部改正についての意見公募手続きの結果

1 意見募集期間

2025 年 2 月 18 日（火曜）～2025 年 3 月 19 日（水曜）

2 意見件数

1 件

3 意見の概要と本市の考え方

意見の概要	意見に対する本市の考え方
「第 2 章 消防同意審査基準」「第 1 節 総則」「第 1 消防同意の留意事項」の 2 について 「消防同意の審査は、(中略) 具体的な審査範囲は、消防法令（法、政令、規則）についてはすべての規定、建築基準法令（建基法、建基政令、建基規則）については、(中略) で定められた適用範囲である。この適用範囲の詳細な審査事項は別表 1 によること。」とあるが、この文脈では、審査範囲が消防法令と建築基準法令に限定されるように受け取られかねない。当該文中にある「平成 7 年 1 月 10 日消防予第 2 号消防庁次長通知」と同日に発出された「消防予第 3 号消防庁予防課長」通知の「2」や、東京消防庁監修の「予防事務審査・検査基準」を参照し、誤解が生じないようにされたい。	本市においても、火災予防上必要と判断した審査事項では、消防法令及び建築基準法令以外の規定を参照する必要があることを認識し、消防同意審査を行っております。 また、本則中は「具体的な審査範囲」と示しており「全ての審査範囲」とは表現しておりません。このため、いただいたご意見の反映につきましては必要ないと考えております。